

# 所得税及び復興特別所得税の申告書(損失申告用)付表 (特定非常災害の被災者の方用)(令和7年分用)の書き方

税務署

- この説明書は、令和7年分に所得税法又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の規定により、雑損失又は純損失の繰越控除の特例の適用を受けるために、『令和〇7年分の所得税及び復興特別所得税の申告書(損失申告用)付表(特定非常災害の被災者の方用)』（以下「付表」といいます。）を使用する場合の、その記載方法について説明しています。
- 各欄の記入に当たっては、この説明書のほか、『所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き(損失申告用)』（以下「手引き」といいます。）をご覧ください。
- 付表は、申告書第四表(損失申告用)の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。
- 変動所得の金額の計算上生じた被災事業用資産の損失がある場合には、税務署にお尋ねください。
- 付表は、申告書第一表・第二表、第四表(一)・第四表(二)と一緒に提出してください。

## 1 雜損失又は純損失の繰越控除の特例の概要

### (1) 雜損失の繰越控除の特例

特定非常災害（令和5年4月1日以後に発生するものに限ります。以下同じです。）又は東日本大震災により住宅や家財などについて生じた損失について、その損失が生じた年分において雑損控除を適用した結果、雑損失の控除不足額が生じた場合で、一定の条件に当てはまるときは、その特定非常災害により生じた雑損失の金額（以下「特定雑損失の金額(所得税法)」といいます。）及び東日本大震災により生じた雑損失の金額（以下「特定雑損失の金額(震災特例法)」といいます。）については、その損失が生じた年分の翌年以後5年間にわたり、繰り越すことができます。

※ 「特定非常災害」とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいいます。

### (2) 純損失の繰越控除の特例

特定非常災害又は東日本大震災により事業用資産等について生じた損失について、その損失が生じた年分において生じた純損失の金額のうち、その特定非常災害又は東日本大震災による被災事業用資産の損失の金額は、その損失が生じた年分の翌年以後5年間にわたり、繰り越すことができます。

なお、特定非常災害が発生した年において生じた純損失の金額については、保有する事業用資産等の価額の合計額に占める特定非常災害による事業用資産の損失の金額の割合が10分の1以上である方は、次に掲げる純損失の金額を翌年以後5年間にわたり、繰り越すことができます。

イ 青色申告者の場合 特定非常災害が発生した年において生じた純損失の金額

ロ 白色申告者の場合 特定非常災害が発生した年において生じた被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額による純損失の金額

## 2 「3 翌年以後に繰り越す損失額」

被 災 事 業 用 資 産 の 損 失 額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	Ⓐ 損害金額	Ⓑ 保険金などで補填される額	Ⓒ 差引損失額(Ⓐ - Ⓛ)
	山 林 以 外	営業等 ・農業	土盛り及び地盤の強化	東日本大震災	23・3・11	5,000,000 円	500,000 円
			うち 棚卸資産 特定災害損失額				Ⓐ 4,500,000 円
			うち 固定資産 特定災害損失額				Ⓑ 4,500,000 円
			うち 棚卸資産 震災損失額				Ⓐ 4,500,000 円
			うち 固定資産 震災損失額				Ⓑ 4,500,000 円
	不動産				円	円	Ⓐ 4,500,000 円
			うち 固定資産 特定災害損失額				Ⓑ 4,500,000 円
			うち 固定資産 震災損失額				Ⓐ 4,500,000 円
	山 林				円	円	Ⓐ 4,500,000 円
			うち 固定資産 特定災害損失額				Ⓑ 4,500,000 円
			うち 固定資産 震災損失額				Ⓐ 4,500,000 円

※ 東日本大震災に関連する一定のやむを得ない支出（災害関連支出）について、東日本大震災からの復興のための事業の状況その他やむを得ない事情により、災害のやんだ日から3年以内にその支出を行うことができなかった場合には、その事情がやんだ日から3年以内に支出したものも対象とみなされます。

なお、記載例は、上記の場合に該当し、本年分（申告年分のことをいいます。以下同じです。）において災害関連支出をしたときのものです。

記入に当たっては、まず「被災事業用資産の損失額」の各欄から記入します。

(1) 「被災事業用資産の損失額」<sup>⑮</sup>～<sup>⑯</sup>欄

イ 青色申告者の場合

申告書第四表の<sup>⑮</sup>欄の赤字の中に被災事業用資産の損失額がある場合には、その被災事業用資産の損失額などの必要な事項を<sup>⑮</sup>から<sup>⑯</sup>に記入します。

なお、「うち棚卸資産特定災害損失額」<sup>⑮</sup>欄には、<sup>⑮</sup>欄の金額のうち棚卸資産について特定非常災害により生じた損失の金額（災害関連支出の金額を含み、保険金などで補填される部分の金額を除きます。）を記入し、「うち棚卸資産震災損失額」<sup>⑯</sup>欄には、<sup>⑮</sup>欄の金額のうち棚卸資産について東日本大震災により生じた損失の金額（災害関連支出の金額を含み、保険金などで補填される部分の金額を除きます。）を記入します。

また、「うち固定資産特定災害損失額」<sup>⑮</sup>、<sup>⑯</sup>又は<sup>⑰</sup>欄には、<sup>⑮</sup>、<sup>⑯</sup>又は<sup>⑰</sup>欄の金額のうち事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産及び繰延資産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）について特定非常災害により生じた損失の金額（災害関連支出の金額を含み、保険金などで補填される部分の金額を除きます。）をそれぞれ記入し、「うち固定資産震災損失額」<sup>⑮</sup>、<sup>⑯</sup>及び<sup>⑰</sup>欄には、<sup>⑮</sup>、<sup>⑯</sup>又は<sup>⑰</sup>欄の金額のうち事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産及び繰延資産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）について東日本大震災により生じた損失の金額（災害関連支出の金額を含み、保険金などで補填される部分の金額を除きます。）をそれぞれ記入します。

ロ 白色申告者の場合

申告書第四表の<sup>⑮</sup>欄が赤字で「1 損失額又は所得金額」の<sup>⑯</sup>又は<sup>⑰</sup>欄の赤字の中に被災事業用資産の損失額がある場合は、その被災事業用資産の損失額などの必要な事項を上記イに準じて<sup>⑮</sup>から<sup>⑯</sup>欄に記入します。

(2) 「○純損失の繰越控除期間の特例の該当判定」欄

事 業 所 得	事業資産特定災害損失額		円	
	事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額			
	①	②		
不 動 産 所 得 等	不動産等特定災害損失額	③	円	
	不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	④		
	③／④≥0.1のときは、「該当」　当てはまる方を○で囲んでください。	該当・非該当		

イ 事業所得に係る特例の該当判定

① 「事業資産特定災害損失額」<sup>①</sup>欄

① 棚卸資産特定災害損失額（棚卸資産について特定非常災害により生じた損失の金額（災害関連支出の金額を含み、保険金などで補填される部分の金額を除きます。）をいいます。）と⑤事業所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産（土地又は土地の上に存する権利以外の固定資産及び必要経費に算入されていない繰延資産をいいます。以下同じです。）の特定非常災害による損失の金額（災害関連支出の金額を含み、保険金などで補填される部分の金額を除きます。）の合計額を記入します。

なお、その特定非常災害による①及び⑤の損失の金額が複数の年において生じたものである場合には、その合計額を記入します。

② 「事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額」<sup>②</sup>欄

事業所得を生ずべき事業の用に供される固定資産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）の特定非常災害による損失が生じた日における未償却残高及び事業所得を生ずべき事業の用に供される繰延資産の令和6年末時点における未償却残高の合計額を記入します。

③ 「該当・非該当」欄

①／②≥0.1の場合は「該当」の文字を、それ以外の場合は「非該当」を○で囲みます。

ロ 不動産所得等に係る特例の該当判定

① 「不動産等特定災害損失額」<sup>③</sup>欄

不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額（災害関連支出の金額を含み、保険金などで補填される部分の金額を除きます。）の合計額を記入します。

なお、その特定非常災害による損失の金額が複数の年において生じたものである場合には、その合計額を記入します。

② 「不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産等の価額の合計額」<sup>④</sup>欄

不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）の特定非常災害による損失が生じた日における未償却残高及び不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される繰延資産の令和6年末時点における未償却残高の合計額を記入します。

③ 「該当・非該当」欄

③／④≥0.1の場合は「該当」の文字を、それ以外の場合は「非該当」を○で囲みます。

(3) 「青色申告者の損失の金額」<sup>⑧②</sup>、<sup>⑧③</sup>、<sup>⑧④</sup>、<sup>⑧⑤</sup>欄

青 色 申 告 者 の 損 失 の 金 額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	<sup>⑧②</sup>	円
		被災純損失金額（所得税法）	<sup>⑧③</sup>	
		被災純損失金額（震災特例法）	<sup>⑧④</sup>	△4,500,000
	要件該当	特定非常災害発生年純損失金額	<sup>⑧⑤</sup>	

青色申告者の方のみこの欄を記入します。

なお、記入に当たっては、金額の頭部に△を付して記入します。

イ 「要件非該当」<sup>⑧②</sup>、<sup>⑧③</sup>、<sup>⑧④</sup>欄

「○ 純損失の繰越控除期間の特例の該当判定」の「事業所得」欄及び「不動産所得等」欄で「非該当」を○で囲んだ場合

「被災純損失以外の純損失金額」<sup>⑧②</sup>欄は次の各区分に応じて記入します。

i 手引きに従い計算した青色申告者の純損失の金額が <sup>⑧⑤</sup>+<sup>⑧⑥</sup>+<sup>⑧⑦</sup>+<sup>⑧⑧</sup>+<sup>⑧⑨</sup>+<sup>⑧⑩</sup>+<sup>⑧⑪</sup>の金額以上であるとき

「被災純損失以外の純損失金額」<sup>⑧②</sup>欄には手引きに従い計算した青色申告者の純損失の金額から <sup>⑧⑤</sup>+<sup>⑧⑥</sup>+<sup>⑧⑦</sup>+<sup>⑧⑧</sup>+<sup>⑧⑨</sup>+<sup>⑧⑩</sup>+<sup>⑧⑪</sup>の金額を差し引いた額を、「被災純損失金額（所得税法）」<sup>⑧③</sup>欄には <sup>⑧⑤</sup>+<sup>⑧⑥</sup>+<sup>⑧⑦</sup>の金額を、「被災純損失金額（震災特例法）」<sup>⑧④</sup>欄には <sup>⑧⑨</sup>+<sup>⑧⑩</sup>+<sup>⑧⑪</sup>の金額を記入します。

ii 手引きに従い計算した青色申告者の純損失の金額が、<sup>⑧⑤</sup>+<sup>⑧⑥</sup>+<sup>⑧⑦</sup>+<sup>⑧⑧</sup>+<sup>⑧⑨</sup>+<sup>⑧⑩</sup>+<sup>⑧⑪</sup>の金額より少なく、かつ <sup>⑧⑤</sup>+<sup>⑧⑥</sup>+<sup>⑧⑦</sup>の金額以上であるとき

「被災純損失以外の純損失金額」<sup>⑧②</sup>欄には「0」と、「被災純損失金額（所得税法）」<sup>⑧③</sup>欄には <sup>⑧⑤</sup>+<sup>⑧⑥</sup>+<sup>⑧⑦</sup>の金額を、「被災純損失金額（震災特例法）」<sup>⑧④</sup>欄には手引きに従い計算した青色申告者の純損失の金額から <sup>⑧⑤</sup>+<sup>⑧⑥</sup>+<sup>⑧⑦</sup>の金額を差し引いた額を記入します。

iii i、ii以外のとき

「被災純損失以外の純損失金額」<sup>⑧②</sup>欄には「0」と、「被災純損失金額（所得税法）」<sup>⑧③</sup>欄には手引きに従い計算した青色申告者の純損失の金額を、「被災純損失金額（震災特例法）」<sup>⑧④</sup>欄には「0」と記入します。

ロ 「要件該当」<sup>⑧⑤</sup>欄

「○ 純損失の繰越控除期間の特例の該当判定」の「事業所得」欄又は「不動産所得等」欄で「該当」を○で囲んだ場合には、手引きに従い計算した青色申告者の純損失の金額を記入します。

(4) 「山林所得に係る被災事業用資産の損失額」<sup>⑧⑧</sup>、<sup>⑧⑨</sup>、<sup>⑧⑩</sup>、<sup>⑧⑪</sup>欄

山 林 所 得 に 係 る 被 灾 事 業 用 资 产 の 损 失 额	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	<sup>⑧⑧</sup>	円
		被災純損失金額（所得税法）	<sup>⑧⑨</sup>	
		被災純損失金額（震災特例法）	<sup>⑧⑩</sup>	
	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失金額	<sup>⑧⑪</sup>	

白色申告者の方のみこの欄を記入します。

なお、記入に当たっては、金額の頭部に△を付して記入します。

イ 「要件非該当」<sup>⑧⑧</sup>、<sup>⑧⑨</sup>、<sup>⑧⑩</sup>欄

「○ 純損失の繰越控除期間の特例の該当判定」の「事業所得」欄及び「不動産所得等」欄で「非該当」を○で囲んだ場合

i 手引きに従い計算した山林所得に係る被災事業用資産の損失額が <sup>⑧⑪</sup>+<sup>⑧⑫</sup>の金額以上であるとき

「被災純損失以外の純損失金額」<sup>⑧⑧</sup>欄には手引きに従い計算した山林所得に係る被災事業用資産の損失額から <sup>⑧⑪</sup>+<sup>⑧⑫</sup>の金額を差し引いた額を、「被災純損失金額（所得税法）」<sup>⑧⑨</sup>欄には <sup>⑧⑪</sup>の欄の金額を、「被災純損失金額（震災特例法）」<sup>⑧⑩</sup>欄には <sup>⑧⑫</sup>の金額を記入します。

ii 手引きに従い計算した山林所得に係る被災事業用資産の損失額が、<sup>⑧⑪</sup>+<sup>⑧⑫</sup>の金額より少なく、かつ、<sup>⑧⑫</sup>欄の金額以上であるとき

「被災純損失以外の純損失金額」<sup>⑧⑧</sup>欄には「0」と、「被災純損失金額（所得税法）」<sup>⑧⑨</sup>欄には <sup>⑧⑪</sup>欄の金額を、「被災純損失金額（震災特例法）」<sup>⑧⑩</sup>欄には手引きに従い計算した山林所得に係る被災事業用資産の損失額から<sup>⑧⑪</sup>欄の金額を差し引いた額を記入します。

iii 手引きに従い計算した山林所得に係る被災事業用資産の損失額が<sup>⑧⑫</sup>欄の金額より少ないとき

「被災純損失以外の純損失金額」<sup>⑧⑧</sup>欄には「0」と、「被災純損失金額（所得税法）」<sup>⑧⑨</sup>欄には手引きに従い計算した山林所得に係る被災事業用資産の損失額を、「被災純損失金額（震災特例法）」<sup>⑧⑩</sup>欄には「0」と記入します。

□ 「要件該当」<sup>(88)</sup>欄

「○ 純損失の繰越控除期間の特例の該当判定」の「事業所得」欄又は「不動産所得等」欄で「該当」を○で囲んだ場合には、手引きに従い計算した山林所得に係る被災事業用資産の損失額を記入します。

(5) 「山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額」<sup>(89)、(89')、(89")、(89'"')</sup>欄

山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	<sup>(89)</sup>	
		被災純損失金額（所得税法）	<sup>(89')</sup>	
		被災純損失金額（震災特例法）	<sup>(89")</sup>	
	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失金額	<sup>(89'"')</sup>	

白色申告者の方のみこの欄を記入します。

なお、記入に当たっては、金額の頭部に△を付して記入します。

イ 「要件非該当」<sup>(89)、(89')、(89")</sup>欄

「○ 純損失の繰越控除期間の特例の該当判定」の「事業所得」欄及び「不動産所得等」欄で「非該当」を○で囲んだ場合

- i 手引きに従い計算した山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額が<sup>(89)+(89')+85"+85""+85'"'+86'+86"</sup>の金額以上であるとき

「被災純損失以外の純損失金額」<sup>(89)</sup>欄には手引きに従い計算した山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額から<sup>85"+85"+85""+85"""+86+86"</sup>の金額を差し引いた額を、「被災純損失金額（所得税法）」<sup>(89')</sup>欄には<sup>85"+85"+86"</sup>の金額を、「被災純損失金額（震災特例法）」<sup>(89")</sup>欄には<sup>85"+85""+86"</sup>の金額を記入します。

- ii 手引きに従い計算した山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額が、<sup>(89)+(89')+85""+85'"'+86'+86"</sup>より少なく、かつ、<sup>(89)+(89')+86"</sup>の金額以上であるとき

「被災純損失以外の純損失金額」<sup>(89)</sup>欄には「0」と、「被災純損失金額（所得税法）」<sup>(89')</sup>欄には<sup>85"+85"+86"</sup>の金額を、「被災純損失金額（震災特例法）」<sup>(89")</sup>欄には手引きに従い計算した山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額から<sup>85"+85"+86"</sup>の金額を差し引いた額を記入します。

- iii i、ii以外のとき

「被災純損失以外の純損失金額」<sup>(89)</sup>欄には「0」と、「被災純損失金額（所得税法）」<sup>(89')</sup>欄には手引きに従い計算した山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額を、「被災純損失金額（震災特例法）」<sup>(89")</sup>欄には「0」と記入します。

□ 「要件該当」<sup>(89'"')</sup>欄

「○ 純損失の繰越控除期間の特例の該当判定」の「事業所得」欄又は「不動産所得等」欄で「該当」を○で囲んだ場合には、手引きに従い計算した山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額を記入します。

### 3 「4 繰越損失を差し引く計算」

4 繰越損失を差し引く計算（5年前、4年前及び3年前に生じた損失）				
年分	損失の種類	公明年までに引き受けなかった損失額	④本年分で差し引く損失額	⑤本年以降に計上された額
A 純 損 失 [5年前] 失	令和2年が 青色の場合 被災純損失 特定非常災 害発生特 定損失	山林		
	被災純損失 (青・白) 該 当 (震災特例法)	山林	2,245,000円	2,245,000円
	特定 雜 損失 ( 所 得 税 法 )	山林	750,000円	750,000円
	被災純損失 (青・白) 該 当 (震災特例法)	山林		
B 純 損 失 [4年前] 失	令和3年が 青色の場合 被災純損失 特定非常災 害発生特 定損失	山林		
	被災純損失 (青・白) 該 当 (震災特例法)	山林	2,030,000円	705,000円
	特定 雜 損失 ( 所 得 税 法 )	山林		1,325,000円
	被災純損失 (青・白) 該 当 (震災特例法)	山林		
C 純 損 失 [3年前] 失	令和4年が 青色の場合 被災純損失 特定非常災 害発生特 定損失	山林		
	被災純損失 (青・白) 該 当 (震災特例法)	山林	600,000円	0円
D 純 損 失 [2年前] 失	令和5年が 青色の場合 被災純損失 特定非常災 害発生特 定損失	山林		
	被災純損失 (青・白) 該 当 (震災特例法)	山林	400,000円	0円
E 純 損 失 [前年] 失	令和6年が 青色の場合 被災純損失 特定非常災 害発生特 定損失	山林		
	被災純損失 (青・白) 該 当 (震災特例法)	山林	300,000円	0円
	被災純損失 (青・白) 該 当 (震災特例法)	山林		

(1) 「Ⓐ前年分までに引ききれなかった損失額」の各欄

手引きに従い、前年分までの所得から引ききれなかった5年前、4年前、3年前、2年前及び前年の各年分の純損失や雑損失の金額を前年分の申告書第四表（二）や、『令和06年分の所得税及び復興特別所得税の\_\_\_申告書（損失申告用）付表（特定非常災害の被災者の方用）（令和6年分用）』などから転記します。転記に当たっては、金額の頭部に△を付けずに記入します。

なお、「被災純損失（震災特例法）」及び「特定雑損失（震災特例法）」については、令和4年分以前の付表ではそれぞれ「被災純損失」、「特定雑損失」と表記されています。

おって、「E 令和6年（前年）」欄の記入に当たっては、次によります。

① 「令和6年が青色の場合」欄

イ 「被災純損失以外の損失」欄

i 「山林以外」欄 前年分付表の⑧欄のうち、山林以外の所得に係る被災純損失以外の損失の金額を記入します。

ii 「山林」欄 前年分付表の⑧欄のうち、山林所得に係る被災純損失以外の損失の金額を記入します。

ロ 「特定非常災害発生年純損失」欄

i 「山林以外」欄 前年分付表の⑧欄のうち、山林以外の所得に係る被災純損失以外の損失の金額を記入します。

ii 「山林」欄 前年分付表の⑧欄のうち、山林所得に係る被災純損失以外の損失の金額を記入します。

② 「令和6年が白色の場合」欄

イ 「変動所得の損失」欄 前年分付表の⑨欄の金額を転記します。

ロ 「被災事業用資産の損失」欄

i 「山林以外」欄 前年分付表の⑩欄の金額を転記します。

ii 「山林」欄 前年分付表の⑩欄の金額を転記します。

ハ 「特定非常災害発生年特定純損失」欄

i 「山林以外」欄 前年分付表の⑪欄と⑫欄の合計金額を記入します。

ii 「山林」欄 前年分付表の⑪欄の金額を転記します。

③ 「被災純損失（青・白）」欄

イ 「被災純損失（所得税法）」欄

i 青色申告者の場合 前年分付表の⑬の金額を①に準じて記入します。

ii 白色申告者の場合 「山林以外」欄には、前年分付表の⑭欄の金額、「山林」欄には、前年分付表の⑮欄の金額を転記します。

ロ 「被災純損失（震災特例法）」欄

i 青色申告者の場合 前年分付表の⑯の金額を①に準じて記入します。

ii 白色申告者の場合 「山林以外」欄には、前年分付表の⑰欄の金額、「山林」欄には、前年分付表の⑱欄の金額を転記します。

④ 「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」欄

前年分付表の⑲欄の金額を転記します。

⑤ 「雑損失」欄

イ 「特定雑損失以外の雑損失」欄

前年分付表の「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」の「特定雑損失以外の雑損失の金額」⑲欄の金額を転記します。

ロ 「特定雑損失（所得税法）」欄

前年分付表の「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」の「特定雑損失（所得税法）の金額」⑳欄の金額を転記します。

ハ 「特定雑損失（震災特例法）」欄

前年分付表の「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」の「特定雑損失（震災特例法）の金額」㉑欄の金額を転記します。

(2) 「Ⓑ本年分で差し引く損失額」の各欄

手引きに従い、前年分までの所得から引ききれなかった5年前、4年前、3年前、2年前及び前年の各年分の純損失や雑損失の金額を本年分の所得の黒字から差し引く計算をします。

なお、被災純損失の金額や特定雑損失の金額以外の純損失や雑損失の金額が3年前の年分において生じた場合には、これらの金額は、4年前の年分において生じた被災純損失金額や特定雑損失の金額よりも先に差し引く計算をします。

付表(二)及び付表(三)の「Ⓐ前年分までに引ききれなかった損失額」の各欄において該当する欄及び損失を差し引く順序は次のとおりです。

- ① 「A 令和2年(5年前)」、「B 令和3年(4年前)」
- イ 特例対象純損失金額(※) 「被災純損失(青・白)」の「被災純損失(震災特例法)」の「山林以外」・「山林」欄  
ロ 特定雑損失(震災特例法)の金額 「特定雑損失(震災特例法)」欄  
※ 特例対象純損失金額とは、所得税法又は震災特例法により損失の生じた年の翌年以後5年間にわたり繰り越すことができる純損失の金額をいいます。
- ② 「C 令和4年(3年前)」
- イ 特例対象純損失金額 「被災純損失(青・白)」の「被災純損失(震災特例法)」の「山林以外」・「山林」欄  
ロ 特定雑損失(震災特例法)の金額 「特定雑損失(震災特例法)」欄  
ハ 特例対象純損失金額以外の純損失の金額  
i 青色申告者の場合 「青色の場合」の「被災純損失以外の損失」の「山林以外」・「山林」欄及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」欄  
ii 白色申告者の場合 「白色の場合」の「変動所得の損失」・「被災事業用資産の損失」の「山林以外」・「山林」欄及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」欄  
ニ 特定雑損失の金額以外の雑損失の金額 「特定雑損失以外の雑損失」欄
- ③ 「D 令和5年(2年前)」
- イ 特例対象純損失金額  
(a) 「被災純損失(青・白)」の「被災純損失(所得税法)」の「山林以外」・「山林」欄  
(b) 「被災純損失(青・白)」の「被災純損失(震災特例法)」の「山林以外」・「山林」欄  
ロ 特定雑損失の金額  
(a) 「特定雑損失(所得税法)」欄  
(b) 「特定雑損失(震災特例法)」欄  
ハ 特例対象純損失金額以外の純損失の金額  
i 青色申告者の場合 「青色の場合」の「被災純損失以外の損失」の「山林以外」・「山林」欄及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」欄  
ii 白色申告者の場合 「白色の場合」の「変動所得の損失」・「被災事業用資産の損失」の「山林以外」・「山林」欄及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」欄  
ニ 特定雑損失の金額以外の雑損失の金額 「特定雑損失以外の雑損失」欄
- ④ 「E 令和6年(前年)」
- イ 特例対象純損失金額  
(a) 「被災純損失(青・白)」の「被災純損失(所得税法)」の「山林以外」・「山林」欄、「青色の場合」の「特定非常災害発生年純損失」の「山林以外」・「山林」欄又は「白色の場合」の「特定非常災害発生年特定純損失」の「山林以外」・「山林」欄  
(b) 「被災純損失(青・白)」の「被災純損失(震災特例法)」の「山林以外」・「山林」欄  
ロ 特定雑損失の金額  
(a) 「特定雑損失(所得税法)」欄  
(b) 「特定雑損失(震災特例法)」欄  
ハ 特例対象純損失金額以外の純損失の金額  
i 青色申告者の場合 「青色の場合」の「被災純損失以外の損失」の「山林以外」・「山林」欄及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」欄  
ii 白色申告者の場合 「白色の場合」の「変動所得の損失」・「被災事業用資産の損失」の「山林以外」・「山林」欄及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」欄  
ニ 特定雑損失の金額以外の雑損失の金額 「特定雑損失以外の雑損失」欄

上記①～④に掲げたⒶの各欄の金額を本年分の所得の黒字から差し引く計算は、次の順序で手引きに従い差し引きます。

- ①「A 令和2年(5年前)」イ及びロ →②「C 令和4年(3年前)」ハ及びニ  
→①「B 令和3年(4年前)」イ及びロ →③「D 令和5年(2年前)」ハ及びニ  
→②「C 令和4年(3年前)」イ及びロ →④「E 令和6年(前年)」ハ及びニ  
→③「D 令和5年(2年前)」イ及びロ →④「E 令和6年(前年)」イ及びロ(※)

※ 所得税法(a)と震災特例法(b)の両方の金額がある場合は、震災特例法(b)の金額から先に差し引きます。

(3) 「④翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(Ⓐ-Ⓑ)」の各欄

「B 令和3年（4年前）」の各欄、「C 令和4年（3年前）」の「被災純損失（青・白）」の「被災純損失（震災特例法）」の「山林以外」・「山林」欄、「特定雑損失（震災特例法）」欄、「D 令和5年（2年前）」の各欄及び「E 令和6年（前年）」の各欄の「④翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(Ⓐ-Ⓑ)」には、「Ⓐ前年分までに引ききれなかった損失額」から「Ⓑ本年分で差し引く損失額」を差し引いた金額を記入します。

4 「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額	
特定雑損失以外の雑損失の金額	⑨4 円
特定雑損失（所得税法）の金額	⑨4 円
特定雑損失（震災特例法）の金額	⑨4 円

翌年以後に繰り越される本年分において生じた雑損失の金額のうち、特定雑損失（所得税法）及び特定雑損失（震災特例法）以外の雑損失がある場合には「特定雑損失以外の雑損失の金額」⑨4欄に、特定雑損失（所得税法）がある場合には「特定雑損失（所得税法）の金額」⑨4'欄に、特定雑損失（震災特例法）がある場合には「特定雑損失（震災特例法）の金額」⑨4''欄にその金額を記入します。